

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨と背景

(1) 策定の趣旨

本市では、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする『第8期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきました。

本計画は、介護保険制度等の改正や本市における高齢者福祉を取りまく状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するために、3年ごとの見直しをすることが求められています。

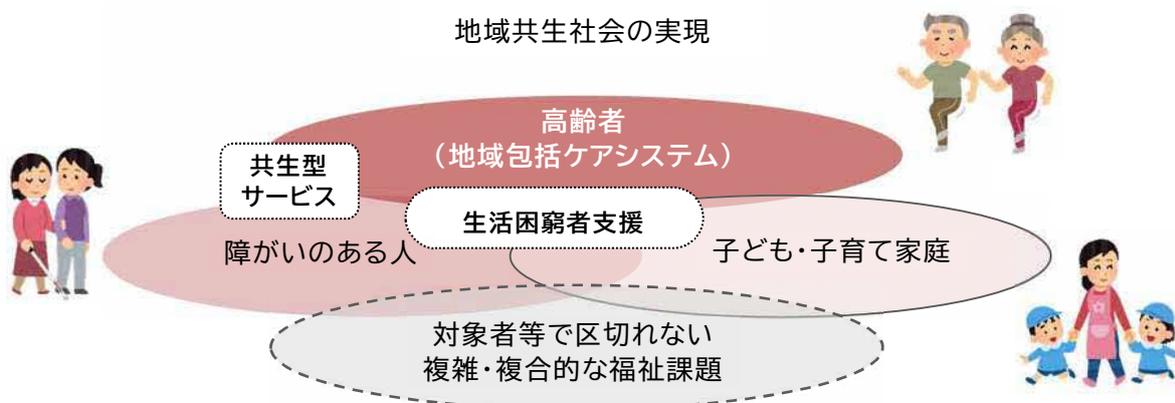
元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、できる限り住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、高齢者福祉及び介護保険事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、『第9期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』を策定します。

(2) 策定の背景

“団塊の世代”が75歳以上となる令和7年をまもなく迎えます。75歳以上人口はしばらく増加が続きますが、介護ニーズのより高い85歳以上人口は、令和19年頃まで増加していくことが見込まれています。

その先を展望すると、いわゆる“団塊ジュニア世代”が65歳以上となる令和22年頃には、65～74歳人口が再び増加することが予想されています。

国は、これまで高齢者支援として推進してきた「地域包括ケアシステム」をより深化させる方針を示し、地域に暮らすすべての人が支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。



今後も、高齢者の健康づくりや生きがいの創造、地域の人々が互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方を基本に、地域全体で支え合う仕組みとして「地域包括ケアシステム」をより深化・推進していくことが重要です。

(3) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に該当します。この計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいつくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当します。この計画は、65歳以上の要介護等認定者(40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。)が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

本市では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定します。

計画の根拠法

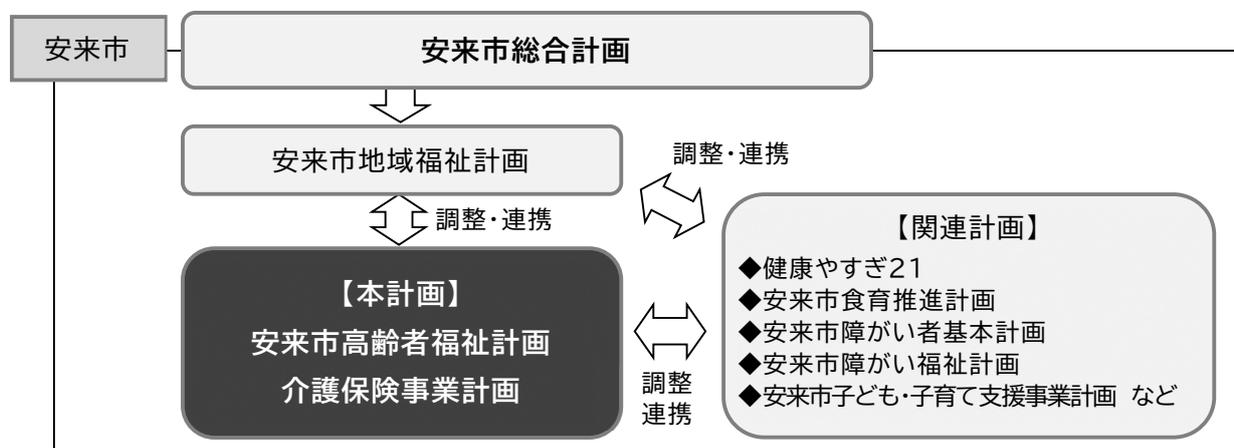
計画	法律
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条

(4) 他の計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「安来市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「安来市地域福祉計画」、「健康やすぎ21」等の関連する他の部門計画との整合にも配慮し策定するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

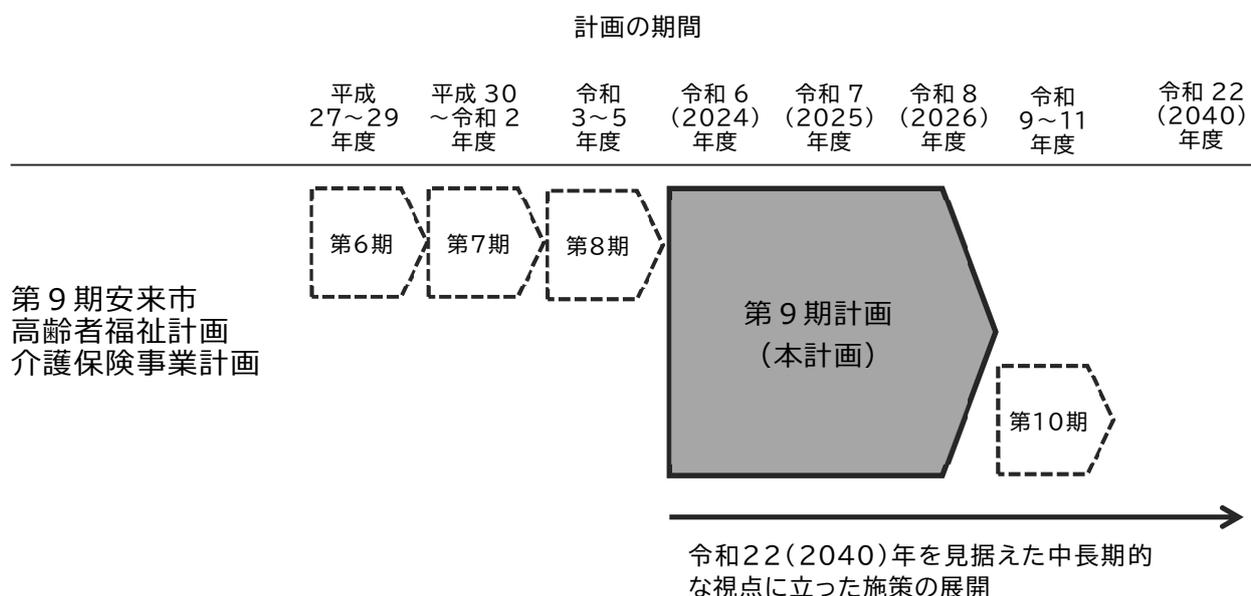
他の計画との関係



(5) 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までを目標年度とする3か年計画です。

なお、国や島根県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。



(6) 日常生活圏域の設定

介護保険法では、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して『日常生活圏域』を定める」ものとされています。

本市では、日常生活圏域として「安来圏域」、「広瀬圏域」、「伯太圏域」の3つの圏域を設定しており、第9期の介護保険事業計画でも、引き続きこの3圏域を日常生活圏域として設定します。

なお、計画を推進する中で、必要が生じた場合は、市民のニーズや地域のサービス基盤等の状況を勘案し、適宜、日常生活圏域の変更を検討することとします。

(7) 計画の進行管理・評価

継続的改善手法の1つである「PDCA サイクル」(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))の考え方のもと、各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取組を評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。

1-2 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会・計画策定委員会での計画の検討

本計画の策定にあたり、被保険者の代表、福祉に関する事業に従事する方、関係行政機関の職員等さまざまな立場にある委員で構成する「安来市介護保険運営協議会・計画策定委員会」にて計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係各課との連携

本計画の策定にあたり、介護保険課を中心に庁内関係各課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、その基礎資料とするために、厚生労働省が示した調査票を参考に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査を実施しました。

調査の実施概要(その1)

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	市内にお住まいの 65 歳以上高齢者、要支援認定者 ※無作為抽出	市内にお住まいの要支援・要介護認定者、主な介護者 ※無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、自己記入	認定調査員による聞き取り
調査時期	令和 4 年 12 月	令和 4 年 12 月～ 令和 5 年 3 月
調査対象地区	市内全域	市内全域
調査票配布数	3,000	600
回収数	2,184	293
有効集計数	2,180	293
回収率	72.8%	48.8%

また、介護人材の確保に向けた課題、介護事業所におけるサービス提供状況や今後の意向等を把握するために、介護従事者アンケート調査と介護事業所アンケート調査を実施しました。

調査の実施概要(その2)

	介護従事者アンケート調査	介護事業所アンケート調査
調査対象者	市内の介護保険関係事業者 ※全数	市内の介護保険関係事業所 ※全数
調査方法	郵送による配布・回収、自己記入	郵送による配布・回収、自己記入
調査時期	令和5年4月	令和5年6月
調査対象地区	市内全域	市内全域
調査票配布数	225	98
回収数	177	79
有効集計数	177	79
回収率	78.7%	80.6%

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。